座間市交通指導員設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、座間市交通指導員の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　市内における交通安全の確保を図るため、座間市交通指導員（以下「指導員」という。）を置く。

（活動）

第３条　指導員は、次に掲げる活動を行う。

⑴　交通安全教育及び街頭交通指導に関すること。

⑵　交通安全思想の普及及び宣伝並びに交通安全運動の推進に関すること。

⑶　交通安全施設の整備、改善、促進等に関すること。

⑷　その他交通安全に関すること。

（謝礼金）

第４条　市長は、指導員に謝礼金を支払うことができる。

（定数及び登録）

第５条　指導員の定数は、６５人以内とする。

２　市長は、各地区自治会連合会長又は各単位自治会長が推薦した市民のうち、適性が認められる者を指導員として登録する。

３　前項の規定にかかわらず、市長は、欠員その他の理由により特に必要と認めるときは、同項に規定する者以外の者を登録することができる。

４　市長は、指導員を登録したときは、身分証明書（別記様式）を交付するものとする。

（登録の取消し）

第６条　市長は、前条第１項の規定にかかわらず、指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の期間中であっても登録を取り消すことができる。

⑴　心身の故障のため活動の遂行に支障があるとき。

⑵　指導員から登録の取消しの申出があったとき。

⑶　指導員としてふさわしくない行為があったとき。

⑷　その他特に市長が認めるとき。

（事務所管）

第７条　指導員に関する事務所管は、座間市交通安全対策主管課とする。

（実施細目）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 身　分　証　明　書  第　　号  氏　　名  生年月日  住　　所  上記の者は、座間市交通指導員であることを証明する。  年　　月　　日  座間市長　　　　　　　印 |